

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松阪市長 竹上 真人

市町村名 (市町村コード)	松阪市 (24204)		
地域名 (地域内農業集落名)	飯南町粥見地区(上郷) (上郷)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 1 5 日 (第 1 回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

現状：農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。  
課題：経営面積の拡大により遊休農地を減少させたいが、販売額の低下、生産コストの高騰、工場能力不足等により困難である。  
【地域の基礎的データ】  
農業者：98人(うち50歳代以下14人)  
主な作物：茶

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農地を集積し、茶の経営面積を拡大することにより農業経営を安定させ遊休農地を減らしていきたい。また、選定や試作を行い、地域に適した果樹を模索していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

10年後の見通しが立っている農用地等である。他の農用地等について10年後の見通しが立った場合やどうしても耕作等が難しくなった場合は追加や削除等の変更の見直しを行っていく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
茶の改植事業が今後必要になることが見込まれる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
若い担い手や従業員の確保や仕事内容の標準化を検討していく。個々では資本力が小さいため、法人や農業者が協力し、新法人の立ち上げや農業用施設の共同利用等を検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
茶栽培時の除草作業の業務委託を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないように防護柵を設置する。
- ③業務内容のDX化を推進していく。
- ⑤選定や試作を行い、地域に適した果樹を模索していく。
- ⑧増え続ける経営面積により製茶加工設備がパンク状態であるため、更なるソフト面での改革とハード面での効率的設備投資を進めていく。